

第三者評価結果の公表事項(母子生活支援施設)

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 北九州シーダブル協会

② 評価調査者研修修了番号

SK2021257 14-a00026 SK2021256

③ 施設の情報

名称：母子生活支援施設くぬぎの里	種別：母子生活支援施設
代表者氏名：施設長 大島修二	定員（利用人数）：10 世帯（一時保護 1 世帯）
所在地：非公開	
TEL：非公開	ホームページ：無
【施設の概要】 母子生活支援施設くぬぎの里では、母子を保護するとともに、その自立を促進するため個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の教育に関する相談及び助言を行う等の支援を行っています。各母子世帯の居室のほかに集会・学習室等があり、母子支援員、少年指導員等の職員が配置されています。	
開設年月日 平成 29 年 4 月 1 日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人日王福祉会	
職員数	常勤職員： 9 名 非常勤職員 1 名
有資格職員数	（資格の名称） 6 名 保育士 3 名
	社会福祉士 2 名 養護教諭 1 名
	精神保健福祉士 2 名 心理カウンセラー 1 名
施設・設備の概要	（居室数）全 11 室 各室 47.9 m ² （設備等）浴室、システムキッチン
	（居室 10、一時保護室 1） トイレ、冷暖房完備 等

④ 理念・基本方針

理念：

心身の安定 安心した生活を守り、母子ともに健やかに育成される支援を目指す。

基本方針：

○母子自立支援の充実

○地域における社会サービスの推進

○母子の意思の尊重

⑤施設の特徴的な取組

平成 29 (2017) 年 4 月開所の母子生活支援施設です。母親が「ゆとり」を持って子どもと向き合え、子どもが「安心」して愛情を求められる空間・環境作りを目指しています。

地域支援活動に力を入れており、食支援団体や地域の支援団体と共同でひとり親家庭や困窮者に対する支援を行っております。

令和 3 年 9 月より、県の委託事業として福岡県で初の産前産後母子支援事業を受託しており、特定妊婦を中心とした妊娠相談などの支援を行っております。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和 6 年 5 月 4 日（契約日） ～ 6 年 9 月 2 7 日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和 3 年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

- セキュリティが強化された居住スペースの他に、地域交流スペースや子育て支援室、学習室、心理室等の設備が充実し、安心・安全な中で温かみのある生活環境を整えている。
- 必要に応じて、体調不良時の対応、子どもの養育代行、各所への送迎、買い物代行、通院同行、家計管理、薬の管理等の生活支援や就職支援の他にも月 2 回の食品や生活用品の寄付等、一人ひとりのケースに合わせてきめ細かな支援を行い、母親と子どもが安心して生活できるように取り組んでいる。
- 「くぬぎの里」に入所するまでに厳しい環境の中で過ごしてきた子ども達が笑顔になれるよう、楽しいイベントや活動を積極的に取り組んでいる。
- ふくおかライフレスキュー事業、地域社会福祉協議会、地域連携支援委員会に参加、子育てなんでも相談等、地域支援活動を積極的に行っている。また、令和 3 年 9 月から福岡県の委託事業として、産前産後母子支援事業を受託している。施設独自で、緊急一時受け入れ、ショートステイ、トワイライトステイ、レスパイト事業を実施している。
- 優しく思いやりのある職員が全員で母親や子どもに向き合い、担当以外にも相談できるオープンな環境の中で、母親と子どもの意思を出来るだけ尊重した支援に取り組み、母子の満足度は高い。

- 保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、養護教諭、心理カウンセラー等の専門職を配置し、助産師による面談で子育てや体調管理の相談を受ける等、専門性を発揮した質の高い支援に取り組んでいる。

◇改善を求められる点

- 被虐待児や愛着障害、発達障害の子どもが増加し、母親自身もうつ病やパニック障害がある等、個別対応が必要なケースが増えている。更に退所支援や地域支援も加わり、マルチに対応できる力が求められ、職員の負担が増加している。(平均在職年数3年)職員の人材の確保と育成が継続課題である。
- 子ども一人ひとりが抱える「こころの課題」を正確に把握し、的確な心理的支援を行う等、施設職員として専門性が求められることから、専門性の強化に向けた多様な取り組み(外部研修の積極的な受講・スーパービジョン体制の構築)を期待したい。
- 母子生活支援施設はその特性上、啓発に向けた取り組みが難しいが、「くぬぎの里」は満室を継続している。事業全体としては、母子支援施設の入所率は6割と低迷しているのが現状であるが、今後困っている母子に支援の手が届くように、国と事業所が連携した啓発活動に取り組む事を期待したい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

この度は、丁寧な聴き取り、分かりやすいアドバイスを頂き、誠にありがとうございました。第三者評価を受けることにより、施設の実情を再度、確認することができました。

今後も、各項目の評価結果や頂いたアドバイスを基に、社会に必要とされる母子生活支援施設作りに、職員一同取り組んで参りたいと思います。

この度は、このような貴重な機会を頂き、誠にありがとうございました。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果（母子生活支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント>理念、基本方針は、職員会議や研修時に確認し、振り返る機会を設けている。重要事項説明書や広報誌、パンフレットにも記載して、母親や子どもへの周知に取り組んでいる。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p><コメント>施設長は、福岡県社会福祉法人経営者協議会の総務委員や福岡県母子生活支援施設協議会役員として活動し、福祉事業の動向を把握して分析している。福岡県の推進計画や地域の状況、ニーズを把握して、経営環境の変化に対応している。</p>		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<p><コメント>理事会や評議会で施設の現状を報告し、利用状況や職員体制、課題について情報を共有している。職員会議の中で施設の経営状況や課題について説明し、職員の意見や提案等を聴き取り、施設運営や業務改善に取り組んでいる。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		

4	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント>中・長期計画を策定し、理念や基本方針の実現に向けた具体的な課題と将来像を掲げている。定期的実施状況の確認を行い、必要に応じて見直しを行っている。</p>		
5	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント>中・長期計画の内容を踏まえた単年度の計画は、数値や目標の設定が具体的に なる様に取り組み、職員の定着と安定した経営環境を目指している。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p><コメント>職員会議の中で、職員の意見や提案、情報等を聴き取って事業計画を策定し、職員に周知を図っている。定期的実施状況を確認し、その結果を踏まえて事業計画の見直しを行っている。</p>		
7	I—3—(2)—② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	b
<p><コメント>事業計画は、母親と子どもがいつでも閲覧出来るようにしている。行事やレクレーション時に事業計画の説明を行い、母親と子どもが理解出来るように取り組んでいる。</p>		

I—4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント>職員会議やケース会議、人数が揃った時等に話し合いを行っている。年1回、職員の自己評価を実施し、第三者評価を3年毎に受審して、結果を基に施設運営や業務改善に取り組んでいる。</p>		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<p><コメント> 職員会議やケース会議の中で、第三者評価結果の課題分析を行い、職員参画の下、改善に向けて計画的に取り組んでいる。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ－１ 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ－１－（１）施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ－１－（１）－① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント>業務分担表に、施設長の業務や事業計画に役割と責任について記載し、職員に周知を図っている。災害や事故等の有事における責任体制についてもマニュアルに明記している。</p>		
11	Ⅱ－１－（１）－② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント>施設長は、外部研修に参加して遵守すべき法令等を十分に理解し、職員会議やケース会議の中で、職員一人ひとりが理解できるように説明している。また、2年毎に義務づけられている施設長研修に参加して、遵守すべき法令についての情報収集に取り組んでいる。</p>		
Ⅱ－１－（２）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ－１－（２）－① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント>施設長は、職員の特技や能力を踏まえた人員配置や職場環境の整備に取り組み、働きやすい職場環境を目指している。職員の外部研修の受講や資格取得を奨励し、教育、研修の充実を図っている。</p>		
13	Ⅱ－１－（２）－② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント>施設長は、働きやすい職場環境を目指し、職員の特技や能力を踏まえた人員配置や勤務体制の整備に取り組んでいる。職員会議の中で施設の経営や取り組み等について施設長が説明し、職員間で検討してホーム運営や業務改善に反映させている。</p>		

Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ－２－（１）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<p><コメント>福祉人材の確保と定着を目指し、施設長を中心に新人職員の教育と育成に取り組んでいる。職員の経験や習熟度に合わせて外部研修受講や資格取得を奨励し、職員の質の向上と意識の高揚に向けて取り組んでいる。</p>		

15	Ⅱ—2—（1）—② 総合的な人事管理が行われている。	a
<p><コメント>就業規則、服務規程、給与規定等に人事基準を明記している。定期的に人事考課を行い、施設長は職員と個人面談の中で意見や要望、提案等を聴き取り、研修実績や勤務状態等から評価を行い、手当を支給している。</p>		
Ⅱ—2—（2）職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—2—（2）—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p><コメント> 必要に応じて個人面談を実施して、職員一人ひとりの就業状況や意向等を把握している。勤務体制や希望休については職員の意見を聞いて柔軟に配慮し、風通しの良い職場作りに取り組んでいる。</p>		
17	Ⅱ—2—（3）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p><コメント> 就業規則や服務規程を用いて「期待される職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理と達成に向けた支援に取り組んでいる。施設長との個人面談の中で、職員の目標と達成状況の確認を行っている。</p>		
18	Ⅱ—2—（3）—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p><コメント>内部研修の年間計画に基づき、定期的に職員研修を実施し、資格取得を奨励する等、意欲的に学ぶ環境を整えている。定期的に研修内容を見直し、職員の経験年数や職種、能力に応じた研修が受けられるように支援している。</p>		
19	Ⅱ—2—（3）—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
<p><コメント> 新型コロナ5類移行に伴い、対面での外部研修受講を再開している。Web研修や資料を基に行う内部研修の充実を図り、職員一人ひとりの質の向上に繋げている。</p>		
Ⅱ—2—（4）実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—（4）—① 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p><コメント>実習生受け入れマニュアルに基づき、それぞれの専門職に役割分担して実習生の研修や育成を行っている。また、学校と研修内容を協議して、専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。</p>		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—（1）運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—（1）—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行	b

	われている。	
<p><コメント>広報誌を作成し、施設内に掲示している。地域福祉向上のための取り組みの実施状況、第三者評価の受審結果、苦情相談窓口の掲載等、個人情報保護を踏まえた運営の透明性に取り組んでいる。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p><コメント> 監査指導を定期的に受けて内容を精査し、改善に向けた取り組みを行っている。事務、経理取引の規定を明確にし、施設運営の透明性の確保に取り組んでいる。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント>子どもと職員が地域の清掃活動に参加し、山笠や餅つき大会、ふくおかライフレスキュー事業に積極的に参加することで、地域住民とコミュニケーションを取りながら交流の輪を広げている。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p><コメント>ボランティア等の受け入れに関するマニュアルを整備し、大学生による学習支援や月2回の習字教室、施設行事等の際にボランティアを受け入れている。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント> 福祉事務所、児童相談所、保健所、病院、学校等の社会資源等とネットワークを通して連携を図っている。必要に応じて、関係機関とケース会議を行っている。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<p><コメント> ふくおかライフレスキュー事業や社会福祉協議会の会議に参加し、地域連携支援委員会の活動を通して情報の共有を図っている。子育てなんでも相談の支援を行い、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に取り組んでいる。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a

＜コメント＞地域連携支援委員会の活動やふくおかライフレスキュー事業へ参加し、災害時には、空き部屋を母子世帯の受け入れとして用意する等、地域資源と協力しながら活動に取り組んでいる。

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ—1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—（1）母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—（1）—① 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
＜コメント＞ 理念に基づいた母親と子どもを尊重した支援の実施について倫理綱領や規定に明示し、職員会議やケース会議の中で話し合い、その都度問題を解決しながら、母親と子どもが幸せに生きるための土台作りに取り組んでいる。		
29	Ⅲ—1—（1）—② 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	a
＜コメント＞ 倫理規定、プライバシー保護マニュアル等を策定し、職員会議やケース会議の中で職員に周知している。施設の特性上、特に厳しく考え関係機関への説明も含め、慎重に対応している。		
Ⅲ—1—（2）支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—（2）—① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
＜コメント＞入所予定の母親と子どもの見学時には、施設の特性や方針、入所の条件や入所生活について詳しく説明し、母親と子どもが安心して入所できる支援体制を整えている。入所案内や、しおりを用意して担当職員が分かりやすく説明を行っている。		
31	Ⅲ—1—（2）—② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	a
＜コメント＞ 入所時の面接、入所後の重要事項説明時に支援の内容をわかりやすく説明し、母親や子どもの要望を聴きながら、自立支援計画書を作成している。ケース会議で個別のケースについて検討し、職員間で支援方法や対応の統一に取り組んでいる。		
32	Ⅲ—1—（2）—③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
＜コメント＞措置変更や退所後の生活支援に関しては、福祉事務所、児童相談所、学校等と情報を共有して連携し、継続して支援が出来るように取り組んでいる。		
Ⅲ—1—（3）母親と子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—（3）—① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組	a

	みを整備し、取組を行っている。	
	<p><コメント>定期的な面接を実施し、母親会、子ども会に職員も参加して意見や要望を聴き取り、個別にアンケートを行う等、満足度を把握するための取組を行っている。母親や子どもの要望を受けて料理教室を開催したり、レクレーションの内容や外出先を決める等、母親と子どもの満足の向上に取り組んでいる。</p>	
	Ⅲ—1—(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。	
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
	<p><コメント>苦情受付責任者や担当者名を掲示して、苦情解決の取組が組織として行われている。玄関に苦情箱を設置し、定期的に母親や子どもへのアンケート調査をそれぞれに行い、意見や要望を把握している。</p>	
35	Ⅲ—1—(4)—② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	a
	<p><コメント> 職員は母親や子どもとコミュニケーションを取りながら、悩みや心配事が話しやすい様に配慮している。担当者以外にも話をしやすい環境を整え、必要な家庭には助産師面談を行い、子育てや体調管理についての相談を受けている。</p>	
36	Ⅲ—1—(4)—③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
	<p><コメント> 意見箱を設置し、母親や子どものアンケートを定期的実施し、意見や要望を把握して職員間で情報を共有し、解決に向けた取組を行っている。</p>	
	Ⅲ—1—(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。	
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
	<p><コメント> 事故防止や安全対策のマニュアルを整備し、職員研修を行い、共通理解に努めている。ヒヤリハット報告書で情報を共有して分析を行い、事故を未然に防ぎ、緊急時に適切な対応が出来るよう努めている。</p>	
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
	<p><コメント>感染症の予防と発生時の対応についてマニュアル化し、隔離室や感染症対策グッズを用意して、安全確保に取り組んでいる。外部研修に参加した職員が資料を基に会議の中で報告し、職員間で知識や情報の共有に取り組んでいる。</p>	
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a

＜コメント＞マニュアルを整備して毎月防災訓練を行い、消防署と連携して地震について学ぶ機会を設け、警察による不審者対策の訓練も行っている。施設長が消防団に加入し、施設長、副施設長、職員がDWA Tに登録して大規模災害時に出動できるよう備えている。全ての職員が、救命講習や防火管理者講習を受講している。

Ⅲ—2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—（1）提供する支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—（1）—① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。	a
＜コメント＞ 自立支援計画を作成し、担当者会議や研修会等で支援の実施方法を職員全員で共有している。毎月モニタリングを行い、3ヶ月毎に見直し、自立支援計画に基づいた支援に取り組んでいる。		
41	Ⅲ—2—（1）—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
＜コメント＞学校、保育園等に照会依頼を行い、そこでの情報、報告を組み込んだ計画が出来ている。自立計画の状況に応じて、担当者会議で見直しを行っている。		
Ⅲ—2—（2）適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—2—（2）—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
＜コメント＞担当者を決めて母親や子どもと少しずつ信頼関係を築く中で適切なアセスメントを行っている。各担当が、就労、生活、子育て等について聴き取り、自立支援計画に反映させている。		
43	Ⅲ—2—（2）—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
＜コメント＞ 毎月モニタリングを行い、個別支援表で支援計画の進捗状況を共有している。自立支援計画書の実施状況や目標達成状況を3ヶ月毎に評価し、期間を定めて見直しを行っている。		
Ⅲ—2—（3） 支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—（3）—① 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
＜コメント＞母親と子どもの支援の状況はケース記録と支援記録に記載し、身体状況や生活状況等を詳細に記録して、職員間で情報を共有している。職員によって記録の差異が生じないように指導している。		
45	Ⅲ—2—（3）—② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立	a

	している。	
<p><コメント>母親や子どもの個人情報の資料や記録は鍵付きの保管庫で保管し、情報漏洩防止の徹底に取り組んでいる。職員は、個人情報保護規定を理解して遵守している。</p>		

内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A—1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）母親と子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p><コメント> 理念と基本方針を掲示し、職員会議等の機会にも権利擁護を踏まえた内部研修を実施して職員への意識づけを行っている。母親と子どもの権利擁護規定を策定し、規定に基づいた支援や研修を行っている。</p>		
A—1—（2）権利侵害への対応		
A②	A—1—（2）—① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	a
<p><コメント>就業規則、サービス規程を設け、虐待や不適切な関わりの禁止を職員に徹底し、会議等で禁止行為が行われていないか確認している。職員の暴力や言葉の脅し等、不適切な関わりが行われていないか相互チェックを行い、権利侵害防止に取り組んでいる。</p>		
A③	A—1—（2）—② いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	a
<p><コメント>日常的に声掛けを行う等コミュニケーションに努め、母親や子どもの様子を見守りながら心理状態の把握に努め、早期に発見できるように心がけている。不適切な行為の防止について、母親や子どもに分かり易く説明している。また、入所者に対していじめ防止の勉強会を実施している。</p>		
A④	A—1—（2）—③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a

<p><コメント>子どもと常にコミュニケーションを取りながら、訴えやサインを見逃さず、ケース会議で情報を共有して、不適切な行為に迅速に対応できるように職員間で注意し合っている。ハイリスク世帯に対しては外部の機関とも連携し対応している。</p>		
<p>A—1—(3) 母親と子どもの意向や主体性の配慮</p>		
A⑤	<p>A—1—(3)—① 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。</p>	a
<p><コメント> 子どもたちの提案で施設内清掃や地域清掃を母親も一緒に参加している。母親会の中で、年間行事の進行や生活全般について話し合い、自分たちの生活について自主的に考えることが出来るように支援している。</p>		
<p>A—1—(4) 主体性を尊重した日常生活</p>		
A⑥	<p>A—1—(4)—① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。</p>	a
<p><コメント>日常生活の支援を通して自立に繋がる取り組みを行い、希望に応じて学習支援や習字教室、料理教室、ティータイム等を企画して、職員が母子と活動を共にしながら、母親と子どもの主体性を尊重した支援に取り組んでいる。</p>		
A⑦	<p>A—1—(4)—② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。</p>	a
<p><コメント>母親と子どもに、年間行事、季節の行事、伝統行事等への参加を促している。行事や活動の企画に母親が関わられるように配慮し、母親会と一緒に計画し、母親と子どもが参加しやすいように工夫している。幼い子から中学生まで全体を考えて、楽しいだけではなく目的を踏まえた行事や活動に取り組んでいる。</p>		
<p>A—1—(5) 支援の継続性とアフターケア</p>		
A⑧	<p>A—1—(5)—① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。</p>	a
<p><コメント>母親や子どもの退所後は、定期的に電話で様子を確認し、食品や生活用品の支援を行いながら状況の把握に努めている。母子の悩みや心配事の相談に応じ、行政担当窓口や福祉事務所、児童相談所等と連携して、母親や子どもの退所後の支援に取り組んでいる。</p>		

A—2 支援の質の確保

<p>A—2—(1) 支援の基本</p>		
A⑨	<p>A—2—(1)—① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。</p>	a

<p><コメント> 母親や子どもの面接を実施し、それぞれの課題についてケース会議で検討し、関係機関と連携して課題解決に向けた取り組みを行っている。専門職の職員が連携して組織的に支援している。</p>		
<p>A-2-(2) 入所初期の支援</p>		
A⑩	<p>A-2-(2)-① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。</p>	a
<p><コメント>入所時の母親と子どもとの面談の中で必要事項を聴き取り、生活課題やニーズを把握して、不足している生活用品を貸し出す等、母親と子どもが安心して暮らせる環境整備に取り組んでいる。入所時は母子の不安が大きいため、こまめに声をかけして話を傾聴し、なんでも相談してもらえるように信頼関係の構築に努めている。</p>		
<p>A-2-(3) 母親への日常生活支</p>		
A⑪	<p>A-2-(3)-① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。</p>	a
<p><コメント>健康に不安を持つ母親には病院受診に職員が付き添い、市役所に同行して手続きをサポートしたり、経済的に安定した生活が送れるように、家計の管理や将来に向けた貯蓄の相談等の支援に取り組んでいる。</p>		
A⑫	<p>A-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。</p>	a
<p><コメント>日常的にコミュニケーションを取る中で、母親の不適切な対応や不安、悩みの早期発見に努め、育児の相談があれば助言する等、親身に対応している。保育園や場合によっては学校の送迎支援を行っている。</p>		
A⑬	<p>A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。</p>	a
<p><コメント>日常的にコミュニケーションを取る中で、母親の不安や悩みの早期発見に努め、育児の相談があれば助言する等、親身に対応している。母親の体調不良時には、職員が保育園や学校の送迎を支援している。</p>		
<p>A-2-(4) 子どもへの支援</p>		
A⑭	<p>A-2-(4)-① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。</p>	a
<p><コメント> 母親の状況に配慮して、保育支援や保育所への送迎、病院受診等の支援を行い、子どもの発達段階、成長過程に応じた養育支援に取り組んでいる。行事や学習支援、学童保育、放課後ディサービス等と連携し、子どもの成長を母親と一緒に見守っている。特別な配慮が必要な子どもについては、関係機関等と連携して支援している。</p>		

A⑮	A—2—(4)—② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	a
<p><コメント> 子どもが落ち着いて学習に取り組む事のできる学習室を用意し、学習ボランティアや職員による学習支援、奨学金制度の相談に応じる等、子どもが自立するための支援に取り組んでいる。</p>		
A⑯	A—2—(4)—③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	a
<p><コメント>職員は、子どもが信頼できる大人のモデルになるように心がけている。日常生活の中でコミュニケーションを取りながら安心できる関係を築き、大人に信頼感を持てるように支援している。また、学習ボランティアや実習生等、多くの出会いの機会を設け、様々な経験が積めるよう支援している。</p>		
A⑰	A—2—(4)—④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	a
<p><コメント>子どもの年齢や発達状況に合わせ、また、母親に対して助産師に話しをしてもらう等して性教育を実施している。職員は、性に関する正しい知識を得るためのアドバイスを行っている。</p>		
A—2—(5) DV被害からの回避・回復		
A⑱	A—2—(5)—① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	a
<p><コメント>緊急受け入れマニュアルを整備し、母親や子どもの24時間受け入れ体制を整えている。一時保護用として部屋を確保して生活用品を揃え、緊急時に対応出来るよう取り組んでいる。</p>		
A⑲	A—2—(5)—② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a
<p><コメント> DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、情報の提供と支援を行い、弁護士の紹介や調停、裁判等へ同行支援、他施設へ転居の支援等に取り組んでいる。</p>		
A⑳	A—2—(5)—③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	a
<p><コメント>外部研修に参加した職員が伝達研修を行い、母親の心理的ケアに取り組んでいる。医師や看護師、カウンセラーによるカウンセリングを行い、情報交換しながらDVの影響からの回復支援に取り組んでいる。</p>		
A—2—(6) 子どもの虐待状況への対応		

A⑳	A—2—(6)—① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	a
<p><コメント>個別のケース会議を開催し、子どもと個別に話す機会を設け、思いや意向、心配な事を聴き取り、職員間で情報を共有している。心理療法担当職員によるカウンセリングを実施し、感情表現を大切にして、自己肯定感や自尊心の形成に繋げている。</p>		
A—2—(7) 家族関係への支援		
A㉑	A—2—(7)—① 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a
<p><コメント>母親や子どもと個別に話す機会を設け、意見の相違や感情の行き違いがある場合は、双方に介入して蟠りの解消に取り組んでいる。カウンセラーによるカウンセリングを定期的に行い、家族関係の悩みや不安に対する支援に取り組んでいる。</p>		
A—2—(8) 特別な配慮が必要な母親、母親と子どもへの支援		
A㉒	A—2—(8)—① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a
<p><コメント>病院受診の付き添いを行い、障がいや精神疾患等の配慮が必要な場合は社会資源を活用し、公的機関や就労先、保育所や学校と連携して、母親と子どもが安心して生活出来る環境整備に取り組んでいる。</p>		
A—2—(9) 就労支援		
A㉓	A—2—(9)—① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a
<p><コメント>母親の心身の状況や希望に配慮して、ハローワークや職業支援センター、困り事相談室と連携して支援している。役所から資料をもらって、資格取得講座の紹介、求人情報の提供、履歴書等の記入指導等の支援を行っている。</p>		
A㉔	A—2—(9)—② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	a
<p><コメント>就労継続が困難な母親には、行政や福祉事務所と話し合い、勤務時間や体制の調整に配慮して貰い、本人の状態に合わせて就労継続出来るように支援している。就労移行支援事業や自立訓練も利用して、母親の負担軽減と自立に向けた支援に取り組んでいる。</p>		